

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合から争議行為を行う旨、平成23年3月10日次のとおり通知があった。

平成23年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 事件

平成23年3月11日付けで、香川県厚生農業協同組合連合会会長理事宛てに、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長名で提出する「賃上げ」、「労働条件改善」等、その他の要求に関する件

2 日時

平成23年3月25日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間

3 場所

屋島総合病院の構内又は職場 高松市屋島西町1857番地の1

滝宮総合病院の構内又は職場 綾歌郡綾川町滝宮486番地

4 争議行為の概要

上記場所の全体的あるいは部分的に、連続的、断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を、単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中重症患者のための保安の必要がある場合は、保安要員若干名を除く。